

岩手県告示第150号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

令和4年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 大船渡市、釜石市、上閉伊郡大槌町及び下閉伊郡山田町
- 2 基本測量を実施する期間 令和4年4月12日から令和5年3月31日まで
- 3 実施する基本測量の種類 空中写真撮影及びオルソ作成